

「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」
に対する意見募集の結果について

令和 5 年 5 月 11 日
財 務 省

令和 5 年 3 月 11 日付で「外国為替に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見の募集を行ったところ、2 件の御意見が寄せられましたので、寄せられた御意見に対する考え方を別紙のとおり公表します。なお、本省令案に対する御意見以外の御意見（1 件）については、今後の参考とさせていただきます。

御協力いただき、ありがとうございました。

1. 実施方法

（1）募集期間

令和 5 年 3 月 11 日（土）から 4 月 9 日（日）まで

（2）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 御意見の総数

2 件

3. 意見公募手続を実施した案からの修正

なし

4. お問い合わせ先

財務省国際局調査課外国為替室法規係

電話番号：03-3581-4111（内線 2868）

(別紙)

1. 寄せられた御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
絶対にしないべきです。	既にマイナンバーカードによる「署名用電子証明書」の送信を受ける方法が本人確認方法として認められているところ、「移動端末設備用署名用電子証明書」は、移動端末設備の種別にかかわらず、「署名用電子証明書」と同様、高いセキュリティ対策がなされるものであることから、今般「移動端末設備用署名用電子証明書」の送信を受ける方法を本人確認方法として追加させていただくものです。